



平成 29 年 9 月 28 日  
財務省関東財務局

## 東京都大田区の国有財産の処理方針決定

### ～産業交流施設、クールジャパン発信拠点施設として活用～

財務省関東財務局は、東京都大田区羽田空港 2 丁目に所在する国有財産（土地・32,385 m<sup>2</sup>）について、処理方針を決定しましたのでお知らせします。

本日、「国有財産関東地方審議会（会長：上條正仁）」が関東財務局長の諮問を受けて開催され、本財産を大田区に対し「産業交流施設及びクールジャパン発信拠点施設」の敷地として時価売払いすることについて、適当と認める答申がなされました。

本財産は、平成 29 年 6 月に用途廃止され、国土交通省東京航空局から処分依頼のあった羽田空港跡地です。

大田区では、先端産業の誘致や、入居企業と国内外企業との活発な交流により、各種イノベーションを創出する「産業交流施設」とともに、ものづくり技術や地域の魅力を発信する「クールジャパン発信拠点施設」を整備しようとするもので、平成 30 年度上半期に本財産を取得し、その後速やかに事業者と定期借地契約等を締結のうえ、平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに施設開設（一部）を予定しています。

#### 【本件に関するお問合せ先】

財務省関東財務局

管財第 1 部管財総括第 1 課 熊谷

TEL 048-600-1168 (ダイヤル)

( 参 考 )

## 〔国有財産地方審議会〕

国有財産の管理及び処分に関する事案の中には、その処理の方向について強い関心もたれるものがあり、これらの事案については、国有財産管理処分機関のみの判断によることなく、広く民間有識者の意見を聴いて処理するため、国有財産法第9条の2、3、4に基づき各財務局に設置されている国有財産地方審議会に諮問し、その調査審議を経ることとされています。

### 国有財産関東地方審議会委員名簿

氏 名	職 名
井 岡 智 子	(一財)消費科学センター
伊 藤 聡	(株)伊藤不動産鑑定事務所代表取締役
上 條 正 仁	(株)埼玉りそな銀行シニアアドバイザー
金 野 美奈子	東京女子大学現代教養学部教授
佐 谷 和 江	(株)計画技術研究所代表取締役
神 洋 明	弁護士
竹 内 康	東京農業大学地域環境科学部教授
野 並 直 文	(株)崎陽軒代表取締役社長
長谷川 秀 行	(株)産経新聞社論説委員
藤 倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群教授
松 本 暢 子	大妻女子大学社会情報学部教授
間 部 彰 成	東京商工会議所理事・事務局長

(敬称略、五十音順)

※ 国有財産法(抜粋)  
(昭和二十三年六月三十日法律第七十三号)

(国有財産地方審議会)  
第九条の二 財務局ごとに、国有財産地方審議会(以下「地方審議会」という。)を置く。

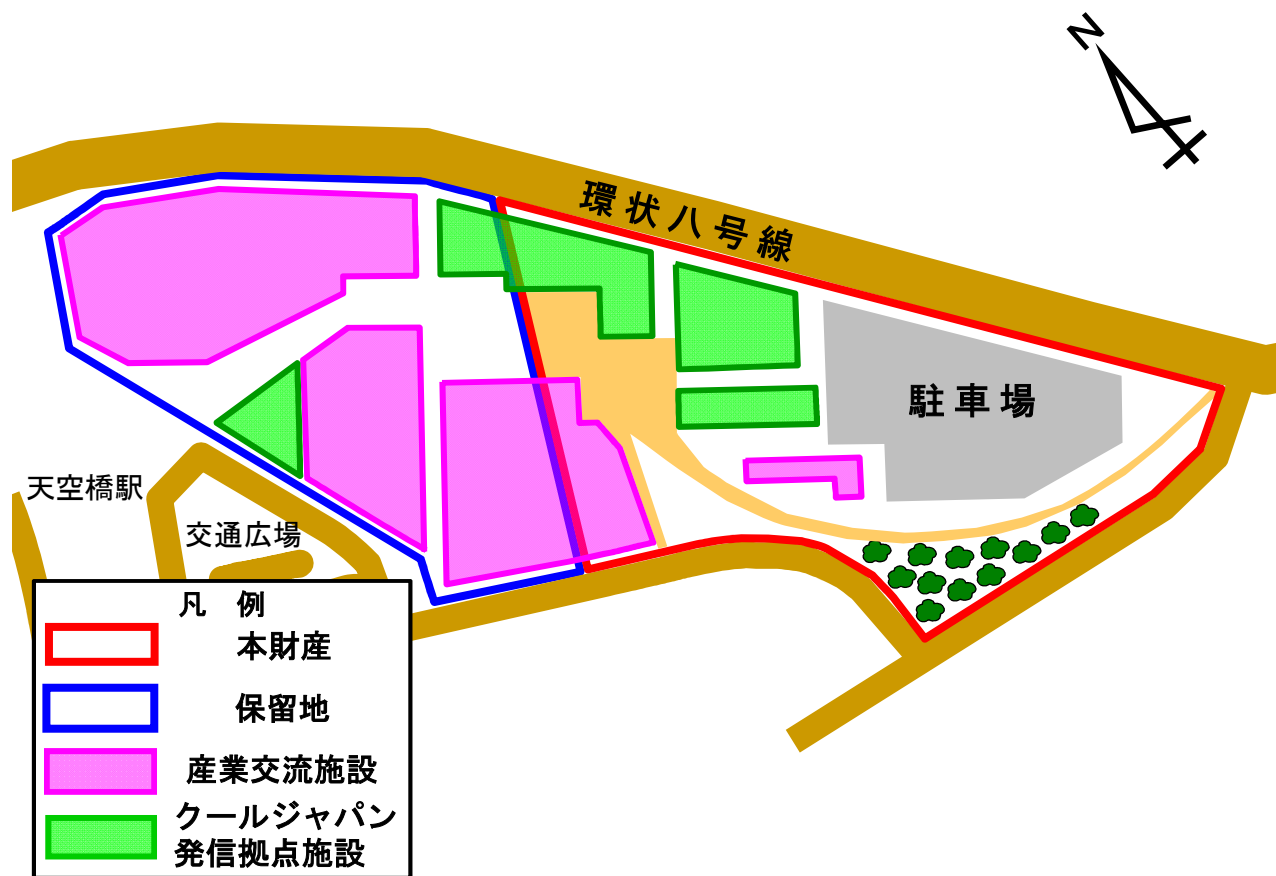
第九条の三 地方審議会は、財務局長の諮問に応じて国有財産の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに関し財務局長に意見を述べることができる。  
2 地方審議会は、前項に規定するもののほか、第二十八条の二第二項、第二十八条の四及び第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議する。

第九条の四 前条に定めるもののほか、地方審議会の組織及び委員その他の職員その他地方審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

# 位置図



# 利用計画図 (イメージ)



## 産業交流施設

- ・ 先端医療研究センター
- ・ 研究開発ラボ
- ・ ビジネス支援・交流施設
- ・ ベンチャーオフィス
- ・ 会議研修センター 等

## クールジャパン 発信拠点施設

- ・ ものづくり、地域資源、食文化、観光等
- ・ イベントホール (伝統芸能等)
- ・ 日本文化体験施設 等